

令和2年度11月定例教育委員会資料

令和2年11月26日(木曜日)

奄美市教育委員会

令和2年度 11月定例教育委員会

開会の日時 令和2年11月26日(木曜日) 午前10時00分～11時00分

会議の場所 本庁舎5階大会議室

出席した委員及び事務局職員等の氏名

教 育 長	要 田 憲 雄	教 育 部 長	福 長 敏 文
		総 務 課 長	徳 永 恵 三
教育長職務代理	恵 上 イサ子	学 校 教 育 課 長	末 吉 正 承
		生 涯 学 習 課 長	大 庭 勝 利
委 員	元 井 孝 信	文 化 財 課 長	久 伸 博
		ス ポ ー ツ 推 進 課 主 幹	永 井 信 也
委 員	西 正 和	学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長	井 上 裕 之
		住 用 地 域 教 育 課 長	宅 間 道 和
		笠 利 地 域 教 育 課 長	丸 田 宗 八 郎
		総 務 課 係 長	夜 差 崇 朗

会議の順序

1 開 会

2 議 事

(1) 「10月定例教育委員会議事録の承認」について

(2) 委員、教育長等の業務報告について

(3) 議案第5号「奄美市名瀬公民館及び分館の指定管理者の指定の期間の変更」について

議案第6号「奄美市名瀬運動公園、奄美市名瀬総合体育館及び奄美市名瀬古見方多目的
広場の指定管理者の指定の期間の変更」について

議案第7号「太陽が丘総合運動公園及び奄美市笠利B&G海洋センターの指定管理者の
指定の期間の変更」について

3 その他

議案第4号

奄美市島外で頑張る学生応援事業実施要綱の制定について

奄美市島外で頑張る学生応援事業実施要綱を次のように制定したいので、奄美市教育委員会の行政組織等に関する規則(平成18年奄美市教育委員会規則第1号)第10条の規定により、議決を求める。

令和2年10月29日

奄美市教育委員会教育長 要田 憲雄

奄美市島外で頑張る学生応援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、世帯収入の減少やアルバイト収入の減少等により、「学びの継続」が困難となっている島外の学生に経済的な支援を行うとともに、本支援を通じ、ふるさと奄美市への郷土愛を醸成し、卒業後のUターン等を促進することを目的に、必要な事項を定める。

2 前項の目的を達成するため、島外の学生等に対し奄美市島外学生応援支援金(以下「支援金」という。)を交付するものとし、その交付については、この要綱の定めるところによる。

(支援金交付対象者)

第2条 支援金の交付の対象となる者(以下「支援金交付対象者」という。)は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。ただし、市長が特に交付することが適当と認めた者については、この限りでない。

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学及び高等専門学校，高等学校，特別支援学校高等部に限る。）同法第97条に規定する大学院，同法第124条に規定する専修学校又は同法第134条に規定する各種学校に在学する島外学生

(2) 基準日の令和2年11月1日現在，奄美市の住民基本台帳に記録されている保護者がいる者。ただし，保護者で両親又はひとり親以外のものが単身等により基準日に住所要件を満たしている場合は，平成30年1月1日以前から奄美市に居住していることを要件とする。

（支援金の交付額）

第3条 支援金の交付額は，3万円とする。

（支援金交付申請）

第4条 支援金交付対象者が支援金の交付を受けようとするときは，奄美市島外学生応援支援金交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて，市長に提出しなければならない。

(1) 在学証明書（写し可）又は学生証の写し

(2) 奄美市島外学生応援支援金請求書（別記第2号様式）

(3) 支払金給付対象者名義又は代理人（次条に規定する代理人をいう。）の振込先口座の通帳又はキャッシュカードの写し

(4) その他市長が必要と認める書類

2 前項第1号に掲げる書類は，令和2年4月1日以降に発行されたものとする。また，前項第2号及び第3号に掲げる書類は，支援金を交付することが適当でないとき，市長はこれを返却するものとする。

3 支援金の申請期間は，令和2年11月10日から令和3年3月5日までとする。

（代理による申請等）

第5条 支援金交付対象者が申請等をできない場合において，保護者等は，支援金交付対象者の代理人（以下「代理人」という。）として前条の申請，支援金の受領又はその両方を行うことができる。

2 代理人は、本人の身分を確認できる書類及び支援金交付対象者との代理関係を確認できる書類を提出しなければならない。

3 市長は、代理人の本人確認ができなかった場合又は支援金交付対象者と代理人との間の代理関係を確認できなかった場合は、申請を受け付けないものとする。

(交付の決定等)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、その内容の調査及び審査を行い、適当であると認めるときは、支援金の交付を決定し、支援金を指定の口座に振り込むものとする。この場合において、奄美市会計管理者から支援金の振込後に送付する支払通知書をもって交付決定通知に代えるものとする。

2 市長は、前項の調査及び審査により、交付することが適当でないとき認めるときは、奄美市島外学生応援支援金不交付決定通知書（別記第3号様式）により、申請者に通知するものとする。

(支援金の返還)

第7条 市長は、支援金交付対象者が虚偽その他不正な行為により支援金の交付を受けた場合は、支援金の交付決定を取り消すとともに、すでに支援金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年10月30日から施行し、令和3年3月31日限りその効力を失う。ただし、同日までになされた支援金の申請、交付その他の手続きについては、同日以降もその効力を有する。

別記

第1号様式（第4条関係）

年 月 日

奄美市島外学生応援支援金交付申請書

奄美市長 様

申請者

印

奄美市島外学生応援支援金の交付を受けたいので、奄美市島外で頑張る学生応援事業実施要綱第4条の規定により、関係書類を添えて申請します。

【交付対象者】

(学生)	(フリガナ)	生年月日		年 月 日	
氏名					
住所	〒	電話番号			
学校名		学年	E-mail		

【保護者】

(保護者)	(フリガナ)	生年月日		年 月 日	
氏名		奄美市住民基本台帳システムで確認することについての保護者同意		有 ・ 無	
住所	〒	性別			
電話番号		申請者との続柄			

保護者の同意を得られていない場合は、保護者の住民票を添付すること。

【提出書類】

- ①申請書
- ②在学証明書(写し可)又は学生証の写し(発行日は令和2年4月1日以降)
- ③奄美市島外学生応援支援金請求書(別記第2号様式)
- ④通帳の写し(表紙をめくった裏側) 又は キャッシュカードの写し
- ⑤学生(交付対象者)と保護者の関係がわかる資料(保険証等写し)

誓約及び同意事項

- (1) 奄美市島外で頑張る学生応援事業実施要綱の要件に該当します。
- (2) 支援金の要件の該当性を審査するため、市が支援金給付対象者、代理人等について奄美市に存する公募の閲覧及び関係機関へ必要な資料の提供又は照会を求めることに同意します。
- (3) 公簿等で確認できない場合は、市の請求に応じて関係書類を提出します。
- (4) 市が交付決定した後、申請書の不備による振込不能等の事由により支払いが完了せず、かつ、令和3年3月12日までに、市が支援金交付対象者に連絡及び確認ができない場合は、支援金が交付されないことに同意します。

(裏面)

代理申請・受領を行う場合

誓約及び同意事項に誓約及び同意のうえ、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

代理人	フリガナ 氏名	印 生年月日 年 月 日	交付対象者との続柄	
	住所 電話番号	〒 日中に連絡可能な電話番号 ()		
代理申請，代理受領の理由				
添付書類 代理人が申請受領する場合は、次の書類を添付してください。 (1) 代理人の運転免許証，マイナンバーカード等の官公庁が発行した写真付きの身分証明書の写し (2) 代理人が受領する場合は，代理人の預金通帳又はキャッシュカードの写し				

※申請者及び受領者が学生の場合は、記入の必要はありません。

第2号様式（第4条関係）

奄美市長

殿

住所

氏名

印

奄美市島外学生応援支援金請求書

一金30,000円

上記のとおり、奄美市島外学生応援支援金として請求します。

振込は、下記口座へお願いします。

【振込口座】

金融機関名 (ゆうちょ銀行を除く。)		支店名		種別	口座番号 (右詰めでお書きください。)				(フリガナ) 口座名義
				普通					
金融機関コード		支店コード		当座					

ゆうちょ銀行	通帳記号 (6行目がある場合は、※欄にご記入ください。)	通帳番号 (右詰めでお書きください。)	(フリガナ) 口座名義
ゆうちょ銀行を選択された場合は、 <u>貯金通帳の見開き左上またはキャッシュカードに記載された記号・番号</u> をお書きください。	※		

第3号様式（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

奄美市長 印

奄美市島外学生応援支援金給付不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった奄美市島外学生応援支援金については、次の理由により、不交付としましたので通知します。なお、申請の際提出された奄美市島外学生応援支援金請求書等は返却いたします。

記

理由

議案第 5 号

奄美市名瀬公民館及び分館の指定管理者の指定の期間の変更について

奄美市名瀬公民館及び分館の指定管理者の指定の期間（平成29年12月26日議決）を変更したいので、奄美市教育委員会の行政組織等に関する規則（平成18年教育委員会規則第1号）第10条の規定により、議決を求める。

令和 2 年11月26日

奄美市教育委員会教育長 要田 憲雄

指定管理者の指定の期間の変更

指定管理者の指定の期間を次のように変更する。

1 公の施設の所在地及び名称

(1) 奄美市名瀬港町15番1号

奄美市名瀬公民館

(2) 奄美市名瀬小浜町6番13号

奄美市名瀬公民館伊津部分館

(3) 奄美市名瀬古田町19番1号

奄美市名瀬公民館四谷分館

(4) 奄美市名瀬長浜町5番1号

奄美市名瀬公民館金久分館

2 指定管理者となる団体の所在地及び名称

奄美市名瀬塩浜町15番9号

特定非営利活動法人 アマミーナ

理事長 徳 雅美

3 指定の期間の変更

「平成30年4月1日から平成33年3月31日まで（ただし名瀬公民館は平成32年度の市民交流センター完成（予定）の日までとする。）」を「平成30年4月1日から令和4年3月31日まで（ただし、令和3年度中に名瀬公民館が閉館した場合は、その閉館した日までとする。）」に変更する。

議案第6号

奄美市名瀬運動公園，奄美市名瀬総合体育館及び奄美市名瀬古見方多目的広場の指定管理者の指定の期間の変更について

奄美市名瀬運動公園，奄美市名瀬総合体育館及び奄美市名瀬古見方多目的広場の指定管理者の指定の期間（平成27年12月24日議決）を変更したいので，奄美市教育委員会の行政組織等に関する規則（平成18年教育委員会規則第1号）第10条の規定により，議決を求める。

令和2年11月26日

奄美市教育委員会教育長 要田 憲雄

指定管理者の指定の期間の変更

指定管理者の指定の期間を次のように変更する。

1 公の施設の所在地及び名称

(1) 奄美市名瀬大字小宿

奄美市名瀬運動公園

(2) 奄美市名瀬大字小宿字砂田

奄美市名瀬総合体育館

(3) 奄美市名瀬大字朝戸235番地

奄美市名瀬古見方多目的広場

2 指定管理者となる団体の所在地及び名称

奄美市名瀬長浜町517番地

一般財団法人 奄美市開発公社

理事長 朝山 毅

3 指定の期間の変更

「平成28年4月1日から平成33年3月31日まで」を「平成28年4月1日から令和4年3月31日まで」に変更する。

議案第7号

太陽が丘総合運動公園及び奄美市笠利B & G海洋センターの指定管理者の指定の期間の変更について

太陽が丘総合運動公園及び奄美市笠利B & G海洋センターの指定管理者の指定の期間（平成27年12月24日議決）を変更したいので、奄美市教育委員会の行政組織等に関する規則（平成18年教育委員会規則第1号）第10条の規定により、議決を求める。

令和2年11月26日提出

奄美市教育委員会教育長 要田 憲雄

指定管理者の指定の期間の変更

指定管理者の指定の期間を次のように変更する。

1 公の施設の所在地及び名称

(1) 奄美市笠利町大字万屋1148番地1及び大字万屋1164番地1

太陽が丘総合運動公園

(2) 奄美市笠利町大字万屋1148番地1

奄美市笠利B & G海洋センター

2 指定管理者となる団体の所在地及び名称

奄美市名瀬長浜町517番地

一般財団法人 奄美市開発公社

理事長 朝山 毅

3 指定の期間の変更

「平成28年4月1日から平成33年3月31日まで」を「平成28年4月1日から令和4年3月31日まで」に変更する。